

令和 8 年度介護テクノロジー 導入支援事業補助金 の概要について

補助金の概要

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化を目的とした介護テクノロジー等の導入経費を補助するもの

補助対象者

県内において介護保険法に基づくサービスを提供するすべてのサービス事業所及び老人福祉法に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム

補助対象事業

- (1) 介護テクノロジー等の導入支援
- (2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援
- (3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

補助率

5分の4

(1-1) 介護テクノロジー等の導入支援

補助対象機器

ア「福祉用具情報システム」(公財)テクノエイド協会提供の「TAIS」に登録され「介護テクノロジー」に分類されている機器

〈介護テクノロジー〉

- ・移乗支援 ・移動支援 ・排泄支援 ・見守り・コミュニケーション
- ・入浴支援 ・介護業務支援 ・機能訓練支援
- ・食事・栄養管理支援 ・認知症生活支援・認知症ケア支援

☆ 上記機器等の導入に付帯して必要となる通信環境整備(WiFi)、タブレットやPCなどの経費も補助対象。

※ただし通信費は対象外

(1-1) 介護テクノロジー等の導入支援

アの補助上限額

**移乗支援（装着型・非装着型）及び入浴支援の機器、
介護業務支援に掲載されているインカム
100万円/1台**

介護業務支援のうち介護ソフト
後述の（留意事項）参照

上記以外の「TAIS掲載の介護テクノロジー」の機器は
30万円/1台

(1-2) 介護テクノロジー等の導入支援

補助対象機器

イ 介護ソフトの定着促進支援

介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等を対象とする。

- 例
- ・介護ソフトと一体的に使用するための情報端末(PC、タブレット端末(リース費用含む))
 - ・介護ソフトを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事、モデルルーター、アクセスポイント構築等)
 - ・介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用 等

【上限額については後述】

(1-3) 介護テクノロジー等の導入支援

補助対象機器

ウ その他

- ①申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器で、
アの介護テクノロジーと機能等が同水準と県が判断した機器等。
- ②介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、**介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等**
例：バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）

※補助対象に該当するかは、申請内容を踏まえて個別に審査・判断します。

(1-3) 介護テクノロジー等の導入

ウ の補助上限額

ウ①で示す機器のうち移乗支援（装着型・非装着型）及び入浴支援の機器、介護業務支援に掲載されているインカムと同水準の機能と判断できる機器、
及びウ②で示す機器のうちバックオフィスソフト以外

100万円/1台

ウ①で示す機器のうち介護業務支援の介護ソフトと同水準の機能と判断できる機器及びウ②で示す機器のうちバックオフィスソフト
後述の（留意事項）参照

ウ①で示す機器のうち**上記以外の機器** **30万円/1台**

〈注意〉

その他の機器の導入に付帯して必要となる通信環境整備
（WiFi）やタブレット・PCなどの付帯経費は
ウ①は**補助対象**ですが、
ウ②は**補助対象外**となります。

(留意事項) 介護ソフトの導入について

介護ソフト

【要件】共通要件及び種別要件を満たすもの

事業所種別	居宅介護介護支援事業所 居宅サービス事業所 介護予防サービス事業所	施設サービス事業所 地域密着型サービスにおける 地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護事業所
共通要件	記録業務・情報共有業務・請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること	
種別要件	公益財団法人国民健康中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフト機能調査」の結果において(1)「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有している事、(2)中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。	厚生労働省が情報共有する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム(LIFE)について掲載されている「CSV連携仕様書(LIFE)」に準じたCSVファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。

介護ソフトの種別要件について【補足】

【居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所（介護予防含む）の場合】
「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していることという要件は、
国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果をご確認ください。

<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>

「ベンダ試験 完了結果（標準仕様v4対応版）」を確認

【施設サービス事業所地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の場合】

科学的介護情報システム（LIFE）に掲載されている「CSV 連携仕様（LIFE）」に準じた CSV 出力機能を有していることという要件は、厚生労働省の科学的介護情報システム（LIFE）「8 介護ソフトベンダー向け資料」を確認

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html#vender

補助上限額

①職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合

- ・アの介護ソフト、ウの①の介護ソフトと同水準と判断されるソフト、またはウの②のバックオフィスソフトのみの導入→**上限額①**
- ・アの介護ソフトの導入と併せてイの定着促進支援を活用する場合→**上限額②**

職員数（申請時点）	上限額①	上限額②
1名以上10名以下	100万円	115万円
11名以上20名以下	150万円	165万円
21名以上30名以下	200万円	215万円
31名以上	250万円	265万円

②①以外の方式の契約の場合

250万円を基準額とする。

- ・ただし介護ソフトの導入と定着促進支援を活用する場合
上記に15万円を加算し**265万円を上限額とする。**

※訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護事業所であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円加算する。

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入

対象

- A：アの介護テクノロジーのうち「**介護業務支援**」に該当する
テクノロジーと連動することで効果が高まると判断できる
介護テクノロジーを**一体的に導入**する場合
- B：ウの①の機器等のうち「**介護業務支援**」に該当するテクノロ
ジーと同水準の機器等と連動することで効果が高まると判断
できるウの①の機器等を**一体的に導入**する場合

(例) ・「介護業務支援」に該当する機器 + 「見守り・コミュニケーション」
に該当する機器

- ・「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・「介護ソフト」+ インカム 等など

補助上限額 750万円／1事業所

※通信環境整備にかかる費用も上限額の範囲内で補助対象

(3)導入支援と一体的に行う業務改善支援

対象

介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、(1)や(2)導入時に、**下記の業務改善支援（課題抽出や事後評価を含む）を受ける費用**

コンサルティング会社等による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、

- ①事前評価（課題抽出）、
- ②業務改善に係る助言・指導等、
- ③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受ける費用

補助上限額

48万円／1事業所

補助要件【申請者共通】

- ・経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されていないこと。
- ・宮城県介護事業所支援相談センターが実施する
7月2日（木）開催の「介護テクノロジー導入活用セミナー」を受講し、アンケートに回答すること。
- ・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する
「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。
- ・科学的介護情報システム（LIFE）による情報収集への協力
- ・申請時に「業務改善計画」（指定様式）を作成し、補助を受けた翌年度から3年間、効果を報告すること。

補助要件【該当の事業所のみ】

- ・以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。

- 短期入所生活介護 ● 短期入所療養介護 ● 特定施設入居者生活介護
- 小規模多機能型居宅介護 ● 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護 ● 介護老人福祉施設
- 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- 地域密着型介護老人福祉施設 ● 介護医療院 ● 介護老人保健施設
- 介護予防短期入所生活介護 ● 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護 ● 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

補助要件【該当の事業所のみ】

・以下サービスについては、令和 8 年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始し、連携実績をつくること。

- 訪問介護 ● 訪問入浴介護 ● 訪問看護 ● 訪問リハビリテーション ● 通所介護
- 通所リハビリテーション ● 福祉用具貸与 ● 居宅療養管理指導 ● 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護 ● 夜間対応型訪問介護 ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 認知症対応型通所介護 ● 地域密着型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護 ● 看護小規模多機能型居宅介護
- 特定施設入居者生活介護（短期利用） ● 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用） ● 居宅介護支援 ● 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護 ● 介護予防訪問リハビリテーション ● 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防福祉用具貸与 ● 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- 介護予防短期入所療養介護（介護医療院） ● 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防認知症対応型通所介護 ● 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 介護予防支援 ● 訪問型サービス（みなし）
- 訪問型サービス（独自） ● 訪問型サービス（独自／定率） ● 訪問型サービス（独自／定額）
- 通所型サービス（みなし） ● 通所型サービス（独自） ● 通所型サービス（独自／定率）
- 通所型サービス（独自／定額）

留意事項【その他】

- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態のある機器等が補助対象。開発に要する経費は**補助対象外**。
- ・**交付決定を受ける前に契約や購入**したものは、**補助対象外**。
- ・申請時点で介護テクノロジー導入の自己資金を有していること。
- ・採択後の辞退は、次年度の補助金採択において他の法人が優先される場合がある。

スケジュール

募集開始 **令和8年7月14日（火） 予定**

申請締切 令和8年8月14日（金）午後3時
**今年度からロゴフォーム【電子申請】による
申請とします。**

申請のあった書類を審査し、過去3年間の補助金交付状況を踏まえ、テクノロジー導入による生産性向上の効果が高いと判断できるものを採択します。

交付決定 令和8年9月中旬頃

事業完了・実績報告締切 令和9年1月上旬

補助金振込 令和9年3月（実績確認後に補助額確定）

告知

第9回 医療と介護の ロボット・テクノロジー展

(一社)東北医療・介護ロボット普及協会との
共催で、介護ロボットの展示会を開催します。

日時：令和8年7月9日（木）

16:00～19:00

令和8年7月10日（金）

10:00～19:00

会場：AER 5階多目的ホール
（仙台市青葉区中央1-3-1）

介護系と医療系合わせて約40社が出展予定

県ブースで介護テクノロジー機器導入・活用の御相談（約45分）をお受けします。
事前予約を優先としますので、お申し込みは補助金の【お問い合わせ専用フォーム】
にて御希望日と時間帯をお伝えください。



開催決定
入場無料

第9回
（事前参加登録はこちら）

医療と介護の
ロボット・テクノロジー展

現場の業務負担を軽減し、より良いケアを支える
ロボット・ICT・DXを一堂に展示

2026年 7/9（木） | 7/10（金）
16:00～19:00 10:00～19:00

会場 AER(仙台市中小企業活性化センター) 5F
〒980-6107 仙台市青葉区中央1-3-1

DX・AI ロボット ICT業務支援 見守り支援

医療と介護に関わるあらゆるシチュエーションを支援致します。
現場で使えるロボット・テクノロジーを見て、触れて、比較・導入相談・情報収集も一括完了
皆様のお越しを心よりお待ちしております。

主催：宮城県 / 一般社団法人 東北医療・介護ロボット普及協会
共催：株式会社シバティンテック / 共立医科器械株式会社